



組合員各位

高速道路本線や料金所付近での割引待ち駐停車車両への 利用約款第23条等に定める措置の適用について

東名高速道路（上り線）・東京料金所では、E T C深夜割引の適用時間前に料金所付近に到着した車両が、割引の適用を受けるために列を作って停車し、当該車列が原因となって渋滞が発生しています。この渋滞には多くの一般車両も巻き込まれ、交通事故の危険性も非常に高くなっています。

現在、中日本高速道路株式会社では、関係機関とも連携を図り、取締りを強化していますが、組合員様各位におかれましても、追突事故が発生しないよう十分注意して走行してくださいようお願い申し上げますとともに、高速道路上で駐停車することは、道路交通法により禁止となっておりますので、絶対におやめください。

割引適用を受けるために時間調整を行う場合は、必ず手前の休憩施設で行ってください。特に長距離運転中に所定の休憩をされている場合は、休憩箇所の出発時刻を調整していただき、割引適用時間前に料金所に到着することがないようにお願いいたします。

なお、特に渋滞が顕著な東京料金所付近で駐停車を現認した車両に対しては、後続車両の通行の妨げとなっている車両や、交通上危険と判断される車両を中心に『段階的な指導』を行い、それでも改善が見られない者には、E T Cコーポレートカード利用約款※第23条等に基づく措置を適用します。

※E T Cコーポレートカード利用約款より一部抜粋

第23条 窓口会社は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカード全部について行うものとします。

◆東京料金所付近の割引待ち駐停車による渋滞解消（分散化）にご協力ください◆